○農林水産省告示第千八百十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第三十二の規定に基づき、昭和五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号（台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年十二月十九日から施行する。

平成九年十二月十九日

農林水産大臣　島村　宜伸

一中「及びれいし」を「、れいし並びに巨峰種及びイタリア種のぶどう」に改め、四に次のように加える。

四　ぶどうの生果実については、低温処理施設において、生果実の中心部の温度が〇・五度になつた後、引き続き一度以下で十二日間消毒すること。

○農林水産省告示第千八百十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第三十三のカナダから発送される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成九年十二月十九日から施行する。

平成九年十二月十九日

農林水産大臣　島村　宜伸

一　植物及び地域

カナダで生産されたアルファルファ、オーチャードグラス、スーダングラス、チモシー等の牧草の乾草（以下「乾草」という。）であつて、ベイルの形態に結束されたものに混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であること。

二　輸送方法

(一)　コンテナー詰めの船積貨物として輸入されたものであること。

(二)　一のコンテナーは、四のくん蒸施設として使用されたものであること。

三　輸出国における検査及び証明

(一)　カナダ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二)　(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　ヘシアンバエに侵されていないものであること。

イ　四の消毒が行われたものであること。

四　輸出国における消毒

カナダ植物防疫機関の指定する場所において、コンテナーをくん蒸施設として使用して、その内容積一立方メートル当たり四グラムの燐化水素を使用して、乾草の束内の温度十六度以上で、十日間くん蒸すること。

五　鑑識板

(一)　四のくん蒸施設として輸送に使用されるコンテナーの内壁に四の消毒に先立ちカナダ植物防疫機関により貼付された鑑識板が、四の消毒による反応を示していること。

(二)　(一)の鑑識板は、銅製であつて、あらかじめ植物防疫官により、四の消毒による反応を示す性能を有することが確認されたものであること。

六　封印及び表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた乾草に係るコンテナーには、カナダ植物防疫機関により封印がなされ、かつ、輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされていること。

○通商産業省告示第七百十一号

製品評価技術センターDNA等配布規程を次のように定める。

平成九年十二月十九日

通商産業大臣　堀内　光雄

製品評価技術センターDNA等配布規程

（趣旨）

第一条　製品評価技術センター（以下「センター」という。）が行うDNA等の配布については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規程において「DNA等」とは、遺伝子の本体であるデオキシリボ核酸又はリボ核酸をいう。

（DNA等の配布及び価格）

第三条　センターは、その保管するDNA等を、別表の上覧に掲げる配布形態に応じ、同表の下欄に掲げる価格により配布するものとする。

（配布の申請）

第四条　DNA等の配布を受けようとする者は、別記様式による申請書（以下「申請書」という。）を製品評価技術センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

（配布の制限等）

第五条　所長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るDNA等の不足その他の相当な理由があるときは、DNA等の配布を拒み、又はその数を制限することができる。

（代金の納付）

第六条　DNA等の配布を受けようとする者は、その代金を、所長の定める期日までに、その発行する納入告知書により納付しなければならない。

（譲渡等の制限）

第七条　DNA等の配布を受けた者は、当該DNA等を第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

別記様式（第四条関係）

DNA等配布申請書

年　月　日

住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印

製品評価技術センター所長　殿

製品評価技術センターDNA等配布規程第4条の規定により、下記のとおりDNA等の配布を申請します。

記

1　配布を申請するDNA等の名称、由来生物種及び配布形態

2　配布を申請するDNA等の使用計画

(1)　目的

(2)　分野

(3)　使用期間

(4)　使用場所

(5)　使用者

(6)　対象動植物微生物の有無

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○運輸省告示第七百五十八号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成九年十二月十九日

運輸大臣　藤井　孝男

一中「(一)から(四)」を「(一)から(三)」に、「(四)の適用」を「(三)の適用」に改める。

一(一)を次のように改める。

(一)　着陸料

ア　ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

(ア)　航空機の重量（当該航空機の最大離陸重量を言う。以下同じ。）をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

(a)　二十五トン以下の重量については、一トン（一トン未満は一トンとして計算する。以下同じ。）ごとに　千百円

(b)　二十五トンを超え百トン以下の重量については、一トンごとに　千五百円

(c)　百トンを超え二百トン以下の重量については、一トンごとに　千七百円

(d)　二百トンを超える重量については、一トンごとに　千八百円

(イ)　国際民間航空条約の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機についてその製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（一EPNデシベル未満は一EPNデシベルとして計算する。）から八十三を減じた値に三千四百円を乗じた金額

（報告）

第八条　所長は、DNA等の配布を受けた者に対し、当該DNA等に係る使用状況について報告を求めることができる。

別表（第三条関係）

配布形態	価格
バイアルチューブ	四千六百円／本